

2023年3月1日

各教会・伝道所 主任担任教師・会計役員 様

日本キリスト教団北海教区  
総会議長 原 和人  
財務部委員長 今多 正行

## 教団年度報告【C表】及び【D表】(北海教区版)の記入についてお願い

聖名を讃美いたします。レントの折いかがお過ごしでしょうか。

C表・D表記入に際して、教団記載要領をよく読んだ上で、特に以下の点についてご注意をお願いいたします。これは、主に各教会・伝道所の負担金配分計算を適切に行うため、毎年精査をする中で特に間違いの多い部分です。作業をスムーズに進めるためには、D表を先に記入(入力)して下さい。対外指定献金の自立連帯献金の取扱いを変更しましたので、ご注意ください。

また、C表下段の「臨時費」(臨時収入・支出)の項についても、教団記載要領にもとづき記入方法を説明しますので、活用していただきたく併せてお願い申し上げます。

### 1 【D表】記入についてお願い

D表は、C表の特に対指定献金を記入しやすくするための、北海教区独自の集計表です。

- (1) D表を先に記入(入力)してからC表を記入(入力)して下さい。
- (2) D表の項目の合計額を、C表の該当項目(科目)に転記して下さい。

C表とD表は完全に一致(科目の番号と名称が一致)します。特に、8の対外指定献金のa、b、c、dの項目を、D表とC表で同じにさせていただくようお願いいたします。

(精査の第1のポイントはここにあります。完全に一致していれば他の箇所にはほとんど間違いはなくなります。)

注意しなければならないのは、自立連帯献金がC表では経常外収入の対外指定献金だということです。自立連帯献金を月定献金と別に募らずに、経常収入から「自立連帯資金」を支出している教会をはじめ、多くの教会で混乱が生じています。経常収入は負担金計算の算定因子となり、この処理如何によって負担金額に影響があることをご理解ください。

そこで、C表の「A経常収入」の6の次行に、『※自立連帯献金差額調整』を加筆します。

#### ① 自立連帯献金を月定献金と別に募っていない場合の処理

経常外収入の「8対外指定献金a.」には、自立連帯資金(負担金)の配分額(=納入額)を記入します。同額で対応する経常外支出は「18負担金等」にあります。

その額を経常収入から差し引く必要があるため、経常収入の『※自立連帯献金差額調整』欄にマイナスの値で記入します。

#### ② 自立連帯献金を月定献金と別に募っている場合の、過不足の処理

経常外収入の「8対外指定献金a.」には、自立連帯資金(負担金)の配分額(=納入額)を記入します。同額で対応する経常外支出は「18負担金等」にあります。

##### ア 自立連帯献金が予算額(教区配分額)より少ない場合

不足額は経常収入から補填されるので、経常収入の『※自立連帯献金差額調整』欄にマイナスの値で記入します。

##### イ 自立連帯献金が予算額(教区配分額)より多い場合

超過額は経常収入として活用されるので、経常収入の『※自立連帯献金差額調整』欄にプラスの値で記入します。

※ D表記入に際して、例えば会堂建築支援金を10教会に献金した場合、10教会の名前は必要ありません。「会堂建築支援10教会 10万円」というように総額をご記入下さい。

## 2 教団年度報告【C表】記入についてお願い

- (1) 自教会の会堂建築事業など特別の目的をもってする献金は、別途特別会計もしくは臨時収入・支出で処理し、本会計には含めませんのでご注意ください。
- (2) 収入「13 積立金等から繰入」は、経常収入の不足を補うため他会計からの繰入金です。
- (3) 支出「10 旅費研修費」は、教師・信徒が教会を代表して参加する会議・研修会の旅費・参加費です。自動車関係費(ガソリン代、自動車保険等)、教会用図書費、教区総会登録費などです。
- (4) 支出「6 建物費」は、教会堂及び牧師館等の経常的な維持、修繕費、火災保険料、什器備品の購入及びレンタル料などです。経常的なものだけで、それ以外は特別会計を設けます。
- (5) 下段の「臨時収入」欄は、特定の目的をもった指定献金、例えば会堂建築献金、記念事業献金、特別伝道指定献金など、修理営繕のための指定献金、機器備品購入のための指定献金、牧師就任お祝い献金などです。その年度(特定年度)のみに発生した収支を処理するための臨時費です。「臨時支出」欄にも同額の使途を記入して下さい。年度末にまだ使用されていない場合は、「〇〇の為の積立(特別会計)」として下さい。

## 3 C表下段の「臨時収入」「臨時支出」(臨時費)の項の使い方について

- (1) 特定の目的献金の場合は、収入の部、支出の部にそれぞれ記入して下さい。年度内に処理しない場合は、その金額(残額)で特別会計を作り、積み立てて下さい。残額を通常会計に繰り入れる時は、経常外収入の「積立金等から繰入」で処理して下さい。
- (2) 行事の場合は、例えば記念式や牧師就任式に、近隣の教会からご祝儀の献金がありますが、これは臨時収入になります。収入の部に「・・・記念式の為」とし、その総額を記入して下さい。費用が祝儀献金だけでは足りずに、一般会計から支出した場合は、経常外支出「臨時費繰出」で支出して、臨時収入で受けて下さい。式の礼拝献金も臨時収入です。会堂建築などの場合も同様です。
- (3) 年度計画にない伝道集会などを行う場合に、臨時に募金して行う場合もあります。これも臨時費処理をお願いします。ほとんどの募金は臨時費処理できることになります。
- (4) 冠婚葬祭の謝礼献金も経常的にあるものではありません。但し教員が感謝献金として捧げたものは経常収入の特別献金になりますが、教会の規程によって献金したものは臨時収入になります。

注) 臨時収入・支出(臨時費)の欄を使わずに、「特別会計」を設け、通常会計(臨時費)を全く通さない方法もあります。(会堂建築など)

参考(例)：牧師就任式や特別伝道集会など、教会会計から15万支出し、不足分10万円を募金した場合、その他当日献金が3万円あった場合

C表：経常会計より、経常外支出「23 臨時費繰出」15万円

臨時費収入の部

臨時費支出の部

教会会計より 15万円

〇〇〇〇集会のため 28万円

募金 10万円

献金 3万円

(余剰金が出た場合は、経常会計からの繰出が減ります。)

以上よろしくお願ひいたします。